

**第 5 回南相馬市自治基本条例に関する市民懇談会
会 議 録**

会議名称	第5回南相馬市自治基本条例に関する市民懇談会					
開催日時	平成19年 5月23日(水) 18:30~20:30					
開催場所	原町区役所東庁舎2階第1会議室					
議長	会長 若松 蓉子					
	分野・キーワード	委員名		研究会委員所属	研究会委員名	
1	女性団体	おかざき きぬえ 岡崎 絹江	○	人事法務課	羽山 時夫	—
2	ボランティア	ただの まもる 唯野 守	—	自治振興課	平田 良親	—
3	中間支援組織	おばた けいこ 小畑 瓊子	○	市民課	椀台真喜子	—
4	まちづくり	にしやま たねお 西山 種大	—	高齢福祉課	渡邊 幸以	—
5	子育て	たかだ けいこ 高田 恵子	○	観光交流課	今野 浩宗	—
6	障がい者支援	あおた よしゆき 青田 由幸	○	土木課	吾妻 庄吾	—
7	文化活動	もりおか こう 森岡 こう	○	教育総務課	新田 正英	—
8	国際交流	わかまつ ようこ 若松 蓉子	○	議事係	小林総一郎	—
9	高齢社会	すずき たかのり 鈴木 孝紀	○	地域振興課	小高 千舟	—
10	交流	はこざき しゅんいち 箱崎 俊一	—	地域振興G	但野 真敏	—
11	I J Uターン	いけだ よしお 池田 悦郎	○	地域振興課	岡田 淳一	—
12	公募(小高区)	あおた としゆき 青田 利幸	○	情報政策課	木村 浩之	○
13	公募(小高区)	えねい とみお 江井 富雄	—	都市計画課	鈴木 隆	○
14	公募(小高区)	すずき きよのぶ 鈴木 清延	○	地域振興課	丸山 光清	—
15	公募(鹿島区)	まつだ ふみお 松田 文男	—	事務局		
16	公募(鹿島区)	こしの せつこ 越野 節子	—			
17	公募(鹿島区)	こんの めぐみ 今野 愛	○	企画経営課	林 秀之	○
18	公募(原町区)	むらた かずみ 村田 和美	○		紺野 昌良	—
19	公募(原町区)	まえだ ひでこ 前田 英子	○		庄子まゆみ	○
20	公募(原町区)	おかだ きよ 岡田 規代	—		横田 美明	○
出席状況	市民懇談会 : 出席 13名 欠席 7名 研究会 : 出席 2名 欠席 12名					

1. 開会

2. 会議

■ 議長

前回の会議録を見ると、ウォーミングアップというような文言が見られますが、本日の会議よりワンステップ上げた内容にしていきたいと考えますので、積極的な発言をお願いします。

疑問等については、事務局に寄せることとなっていたようですが、提出があったものがありますか。

■ 事務局

疑問等の提出はございませんでした。

資料提供の要望が3点ございまして、1点目が原町市における「みんなのまちづくり基本条例をつくる会」の報告書、2点目が自治基本条例に関する議会議事録、3点目が南相馬市の「類似団体」とされる自治体の一覧であります。お手元にお配りした資料であります。

■ 委員

資料提供を要望したことの趣旨を説明いたします。

今後の議論を能率的に進めるためには、原町市まちづくり基本条例を参考にするのも良いのだろうと考えます。「つくる会」がどのような経過を経て、どのような内容の報告をしたのかは、本懇談会の参考になるものと考えたものです。

また、原町市議会においては、「すんなりと」原町市まちづくり基本条例案を可決したということではないと聞いていましたので、どのような議論があったのかを知っておくべきと考えたものです。

類似団体については、先に実施されましたまちづくり懇談会の際の資料に載っていたもので、類似した自治体のうち自治基本条例を制定しているところはあるのか、あるとすれば「類似している」ことから参考になるのではないかと考えたものです。

■ 議長

資料提供についての説明がありましたが、各自今後の議論に役立てていただきたいと思えます。

それでは、各委員において疑問に思っていることなどをあげていただきたいと思えます。

前回、なぜ自治基本条例が必要なのか、原町市ではなぜ必要だったのかという疑問が

出されておりました。事務局で、ひとつに地方分権の進展に伴うこと、2つに既存法の枠組みでは対応しきれなくなっていること、3つに自治体運営の基本事項を継続するためにシステム化が求められていることの説明があったようです。これに加えて、国から県、県から市という縦型の指示系統では地域課題に対応できなくなってきており、市民も協働して自治を担わなければならなくなってきたということが挙げられると考えます。市民も行政も議会も、自ら活動しまた協働して地域経営をしていかなければならないものと考えます。

■ 委員

先日、テレビで地方交付税が削減され地方自治体の財政は大変になってくると報道されていましたが、私たち市民が自立し、大人になって、自分のこととして地域を考えていかなければならないものと考えています。

その際、市民と行政が協働して活動するための基本的なルールを条例として整理しておく必要があるものと考えています。

■ 議長

条例の必要性についてですが、もし条例がなかったら、今までのままで良いのかと問われたら、それではだめと思われるのではないのでしょうか。

■ 委員

ここに集まっている人は、皆、必要性を感じているものと思います。但し、他の市民はどのように考えているのかわかりません。たたき台をつくって市民の反応をみていくしかないものと考えます。

■ 委員

若い人がまちづくりに全く関心が無いように思います。そんな若い人が、まちづくりについて考えてみるきっかけを自分がつくることができないうかとの想いでこの市民懇談会に参加することとしました。まちづくりは誰にでもできることなのだというのをPRすることが必要だと考えています。そのような想いを条例のなかに加えられれば良いと思っています。

■ 事務局

「自治基本条例をつくることで何が変わるのか」と問われることが良くあります。自治基本条例は任意条例であり、法で制定することを定められているものではありません。つくっただけでは何も変わらないものと考えられます。条例をどのように活かすかを考

えることが大切であり、そのことで変わってくるものと考えられます。

「つくる会」でのエピソードをひとつご紹介します。

ある市民活動団体が、公共施設の開館時間の延長について、自らの活動団体のパンフレットのなかで紹介してくださいました。公共施設の管理運営に関する事なので行政が行えばよいというのが今の一般的な考え方ですが、行政は行政、市民は市民という垣根を越えた市民活動があったということです。

また、本懇談会の委員のおひとは、自らのネットワークを活用し、宿題となっていた自治の現状について、多くの仲間に書類を配り、意見をまとめてくださっています。

このような、市民一人ひとりの行動がまちづくりを変えていくものと考えます。

日常のなかで、まちづくりについてのエピソードが少しずつ増えてくるといったことが、この条例によって変わるのだと考えています。

■ 議長

まちづくりと自治をテーマに理解を深めて行きたいと思います。その他ご意見ございませんか。

■ 事務局

自治基本条例は学術的には新しい分野で、専門家も少ないですし議論もまだまだ成熟されておりません。第2回市民懇談会の際の講師としてお出でいただいた山口先生は、自治基本条例とまちづくり基本条例は異なるものであるとおっしゃっていましたが、松下啓一先生は6つの要素を含んでいれば、まちづくり基本条例と名乗っていてもそれは自治基本条例であり、自治基本条例と名乗っていても6つの要素が備わっていなければ自治基本条例とは呼べないとおっしゃっています。ニセコ町まちづくり基本条例は、ビジョンが示されていること、情報公開や参加のルールが盛り込まれていることから、自治基本条例として取り扱われています。しかし、議会事項が加わったのは最近のことです。

原町市まちづくり基本条例も、自治基本条例の形態になっているものと考えています。

理論が確立されていないなかでは、「タイプ」という括りで解釈するものだろうと考えます。

■ 議長

山口先生は、自治基本条例は市民と行政の責務を明らかにし双方において契約を行うものとして説明されていました。私は、結局のところ、自己実現を図りながらまちが良くなればそれで良いのではないかと考えています。私たち市民が変わっていくことが大切なのではないでしょうか。自治基本条例なのかまちづくり基本条例なのか、その名称に特に拘るものではありません。

■ 委員

「市民が行政に枠をはめる」というような意見がありましたが、やっってもら人、やってくれる人というように両極化している中、片方だけががんばっても上手くいかないのだろうと考えます。自治体が市民に呼びかけて条例をつくらうという取り組みは立派なことだと思えます。公務員が、自らの働きやすさを考えればこのようなことはしないのだろうと思えます。パブリックコメントなど、現実的にまちづくりの仕組みが動き出しているなかで、基本条例は、より多くの市民と職員がまちを良くしようと知恵を出す際の約定書なのだと考えています。

どちらかがどちらかに枠をはめていこうということではなく、お互いががんばり意識的に行政に参画していこうとすることが大事なのだと考えます。

■ 委員

一般論としての必要性ではなく、「原町市」でなぜ必要だったのか、「南相馬市」ではなぜ必要なのが重要であり、わからないところであります。

枠をはめるということではなく、最高規範性をもたせるべきと考えています。

先ほどの、事務局の説明の中に「条例を活かしていくことが大切である」とのお話がありましたが、現在の制度を活かしきっているのだろうかと疑問に思えます。地域協議会、区長連絡協議会、地域懇談会など住民の意見を聞く機会は少なくないのだろうと思えます。しかし、これらが十分機能しているのでしょうか。

ニセコ町などは既存の制度に限界が生じてきたことから条例が必要になったというように考えています。

■ 委員

基本条例は、普通に生活しているなかにあってはあまり意識しないものなのでしょう。例えば、権利を害されたときなどに理念をもって守ってくれるものだと考えます。憲法にはしっかりした理念が書かれています。だから、困ったときに守ってくれるものとなっているのだと考えます。

鹿島における事業について、住民として何かをする手段があったのだろうかと考えさせられます。

これからは、自ら考え自ら行動する必要があるのだと考えます。その場合の自らの責任を重く受け止める必要があるものと考えます。

ここに参加されている方々はまちづくりに関心があるものと思えますが、他の市民はどうなのでしょう。市民参加で自治基本条例をつくっているということを知っているのか、基本条例が議会で取り上げられた際に「誰がつくった

のか」などと問われるのは困ります。PRが必要と考えます。

■ 委員

まちづくりをする上でのいろいろな場面で目安や指針になるものであることから「強さ」が求められると考えます。

基本条例の策定過程を市民にどのように知らせていくのでしょうか。広報でも照会されていないようです。本気になってつくろうとしているのか疑問に思います。

■ 委員

第2回会議の際の講演でお話があったように、公害などの地域課題に対応して政策的に基本条例をつくるという場合もあるのでしょうか。私たちの基本条例は、住民主体の行政運営をしていくための協約書的なものと考えています。情報の共有や情報公開のための協約書をつくるという気持ちでいます。

原町市時代の反省として、条例の検討や見直しをするとともに、別に定める市民の意見を反映するための委員会が設置されていれば、なお一層良いものになっていたのではないかと考えています。私たちの手の届くところからはじめ、徐々に専門家の意見なども取り入れながら高度なものへと進化させていけばよいのではないかと考えます。

■ 委員

原町市時代における「つくる会」の際は、私たち市民の意思をよく尊重していただいたと考えています。事務局による、いわゆる「おとしどころ」は無かったように思います。市民の自覚を醸成しながら行政もまた努力するという構図が原町市には不足していたのだと思います。それを条例を勉強していく中で気づきました。市民も成熟していく必要があると思います。そのための理念を定めるのが基本条例であり、やはりあった方が良いと思います。

議会の考えを聴くなどしながら一緒に良いものをつくりたいと思います。一生この地域に住むのですから。

■ 委員

「つくる会」に参加していた人とそうでない人の間に温度差があると感じます。ですから、「つくる会」での経過を知る必要があると申し上げてきました。この温度差を今後縮めていく必要があると考えます。

■ 委員

この委員会の委員であること、基本条例をつくることを重く受け止めています。

原町市で基本条例がどのように活かされてきたのかということが一番知りたいと思っています。

市民参加をとっても、充て職であり、その一部の人たちによる議論の基でしか物事が動かないというように感じていました。それが、公募という機会が増え、少しずつ開かれてきたと感じています。しかし、自治基本条例に関する市民懇談会委員の公募にあっても、市民は目を向けなかったというのが現実であり、まちづくり基本条例の浸透はまだまだなのだろうと思っています。

何事かがあったときに「あってよかった」と思える条例であって欲しいと考えています。

原町市まちづくり基本条例をベースとして考えていって良いと思います。

■ 委員

基本条例ってなんだろうと考えてみると、私たち市民の生活を守ってくれる理念なのだろうと思っています。南相馬市のあるべき姿、展望を描く必要があると思います。

原町市まちづくり基本条例には市民と行政がお互いに助け合い、良い関係を構築していこうとの想いがあったように考えています。

今考え得る条例をつくるということで良いと思います。

■ 委員

私たち委員は一般市民に近いところにいると思います。委員として自らが所属する団体の構成員の意見を聞いてくるなど身近な意見を集めることで、より身近な条例をつくることができるのではないかと思います。

合併後、地域において不満の声をたくさん聞くようになりました。これらの声が届いているのだろうかとか常々疑問に思っていました。

■ 委員

今日まで積極的にまちづくりに関わってきたというわけではありませんでした。この会に参加して自らの意識も高まってきていると感じています。身近な人の考えを自分のまちづくりの視点で考えてみるようになりました。一般主婦ですが、この地域で幸せに暮らしていくために力を出してみたいと考えています。

■ 委員

法律について詳しくなく、間違っているのかもしれませんが、たくさんの法律があるなかでなぜ基本条例なのかといったときに、その概念は難しいものではなく、生活に身近なものであって良いと思います。基本条例について専門家が一律に定めることができ

ないなかであって、まちづくりについて積極的により良いものを求めていくと、いつも課題として挙げられるのが基本条例です。

刑罰とか制裁とかではないところで考えるのが良いと思います。

こういった委員会に参加するようになって、何が変わったのかといわれると、自分の立場で言うべきことはきちんと言おうと思うようになったことです。

情報を共有することはとても大事なことだと思います。では、こういった手段が一番望ましいのか、このことを住民一人ひとりが実態をつかみ考えていかなければならないものと考えます。

■ 議長

委員の間での温度差はできるだけ早く縮めていかなければなりません。条例の表現、「ねばならない」を用いる義務的表現にするのか、「します」を用いるのかに関係してくるものと考えられ、今までの議論が活かされることになると思います。不平や不満を全て盛込むのは難しいものと思います。

原町市まちづくり基本条例の文言にどれだけ深い思いがあったのかを感じていただきたいと思います。基本条例をつくることは大変な作業であると思います。皆さんの見識が求められるものです。

前回、「条文は誰が書くのか」という疑問があったようですが、本懇談会で書く、研究会が書く、本懇談会と研究会においてキャッチボールを行いながら書くなどの方法があるかと思いますが、この辺りのご意見をいただきたいと思います。

■ 委員

それを決めるのはまだ早いと思います。任務と限界を見極めなければならないと考えます。本日資料としていただいた、「つくる会」の報告書の中身を見てみないと意見がいえません。

今まで発言をされなかった委員の意見もでるようになったようです。ウォーミングアップが効いてきているのではないのでしょうか。

■ 事務局

温度差や言葉の重みなどの発言がありましたが、「つくる会」では自分の身の周りのことを市民と市民、市民と行政の関係のなかで掘り下げるということを行ってきました。こういった掘り下げを進めていくなかで温度差は縮まっていくものと考えます。

「つくる会」においても言葉についての議論がたくさんありました。例えば、報告書の7ページの盛込むべき事項4において「子ども」という言葉が使われていますが、「子ども」は何歳までなのかという議論になり、その際、委員のお一人が、日本は「子ども

の権利条約」に批准していたはずとして、それを調べ、資料を委員会に寄せてくださいました。

条文を誰が書くのかということについてですが、本市民懇談会の所掌事務は条例に盛り込む内容について検討を行うこととされておりますことから、このことを目指していただきたいと思います。

原町市まちづくり基本条例の条文は「します」調で書かれています。おそらく、全国でも初めての文体だと思います。これは条例策定者の「意思」を表現したかったものです。

「つくる会」の報告書は、全て委員の皆様の手によって書かれています。

■ 議長

委員の半分は、前文だけは自分で書きたいとの思いから、文案を寄せていただきました。

■ 委員

基本条例は、行政に対する内容になるものと思っていました。皆さんの意見をお聴きして、もっと広いものなのかなと今は感じています。

委員がいろいろ議論しても、結局最後は行政が内容を決めてしまうのだろうとの思いもありました。でも、「つくる会」でのお話を伺って、そんな不安も解消されました。前文を皆で書いてみたというお話を伺い、それは良いなと感じました。

■ 委員

原町市まちづくり基本条例をベースとして今後検討していった方がいいのではないかと思います。

原町市まちづくり基本条例をつくる際には「つくる会」、今回は「市民懇談会」ですが、なぜ名称が変わってしまったのでしょうか。また、前回は構成員全員が公募であったのに今回は一部になっていますが、これはなぜでしょうか。加えて、原町市まちづくり基本条例の前文に報徳仕法について触れられていますが、南相馬市の教育委員会では、報徳仕法を学ぶための事業を実施するなど、政策的に力を入れていると感じますが、何等かの関係があるのでしょうか。

■ 事務局

「つくる会」の名称は、当時の委員の一部から不評で、名称を変更すべきとの意見も出たような状況でした。あまり市民委員会に無い名称でしたので、今回は落ち着いた名称にしました。

今回、構成員の全員を公募としなかったのは、前回、分野に偏りが生じてしまったことから、その偏りを生じさせないようにしたためです。また、合併も意識し、委員が特定の区の住民にならないようにしたためです。

教育委員会による、報徳仕法の副読本の配布と条例の前文との関係は特にありません。教育委員会のふるさと教育の一環として行われるものだと思います。

■ 議長

「つくる会」においても報徳仕法の文言を入れるかどうかについては議論がありました。「つくる会」或いは本市民懇談会では、精神的バックボーンとするのかしないのかを議論するものではないと思います。

■ 事務局

最近、基本条例の前文の傾向が変わってきているように思います。今までは、ニセコ町の影響もあり郷土を愛する気持ちが記載されることが多くありました。また、市民憲章にこめられた想いを表現するところがありました。最近は、まちづくりの精神から入るものが出てきています。

「つくる会」では前文を最後につくりました。多くの議論を経て、理念を最後に導き出したものです。

(情報公開条例に基づく公文書開示請求書に関する質疑応答)

■ 議長

本日は、委員間における温度差を縮めるための議論を行ってきました。

本日の会議をまとめますと、「原町市まちづくり基本条例」をベースとして検討して良いのではないか、委員が自ら基本条例についてのPRをしていく必要があるのではないか、南相馬市のあるべき姿についてもう少し議論する必要があるのではないか、市民と市民の関係、市民と行政の関係から現状を見てみてはどうかなどの意見があったということで、確認しておきたいと思います。

《その他の決定事項》

- 「第2土曜日の午後」「第4火曜日の夜」とされた会議開催日については、変更なしとする。

- 次回会議日程は、予定のとおり6月9日とする。

- 「ふりかえりシート」は、会議開催の1週間前までに事務局へ提出する。

- 次回情報公開条例についての説明を行う。